

介護支援専門員 情報

この情報は、介護支援専門員に関する情報を幅広く共有し、介護サービスの要となる介護支援専門員の活動への支援の輪を広げることを目指すものです。

VOL. 5

(今回の内容)

- ◆ 介護支援専門員の登録制度の見直しについて
- ◆ 「日本ケアマネジメント学会設立総会」について
- ◆ 自治体等における支援及び資質向上に関する取組例について

(本紙含め 18枚)

○ 貴都道府県内市町村、居宅介護支援事業者、介護支援専門員協議会等にFAX送信等により情報提供していただきますよう、よろしくお願いいたします。

○ また、介護支援専門員の支援、資質向上、事務簡素化など、介護支援専門員に関する取組みに関する情報提供もあわせてお願いいたします。

平成13年6月21日 厚生労働省 老健局 振興課

平成13年 6月21日
厚生労働省老健局振興課

今回お配りする情報について

資料① 介護支援専門員の登録制度の見直しについて

介護支援専門員の登録に関し、資料①のような見直しを予定しております。（7月中に公布、9月から施行予定）

詳細については現在検討中であり、後日改めてお知らせいたしますが、本年度の実務研修受講試験の準備等については、既に着手している都道府県における実務にも十分配慮してまいりますので、引き続き進めていただいで差し支えありません。

資料② 「日本ケアマネジメント学会設立総会」について

今般、ケアマネジメントに関する研究等を行うことを目的とする「日本ケアマネジメント学会」が設立される運びとなり、その設立総会が来る7月14日（土）に開催されることとなっておりますので、関連する資料を情報提供いたします。

資料③ 自治体等における支援及び資質向上に関する取組例について

最近、当方にいただいた情報につき、情報提供いたします。

介護支援専門員の登録制度の見直しについて

1 現状

○介護保険法施行令第35条の2第3項

登録証明書を交付した都道府県知事は、第1項に規定する者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、介護支援専門員として適当でないと認めるときは、同項の介護支援専門員名簿から消除するものとする。この場合において、当該都道府県知事は、当該者に対し、登録証明書の返還を求めなければならない。

- 一 虚偽又は不正の事実に基づいて登録証明書の交付を受けたもの
- 二 法の規定又は法に基づく処分に違反したもの

○ 和歌山県においては、殺人等の容疑で起訴された介護支援専門員について、介護保険法に違反するものとして、6月18日付けで登録を消除した。

○ 併せて、同県からは、今般の事件のように業務に関する犯罪・不正があった場合には、その事実によって介護支援専門員の登録を消除できるように法令整備すべき旨要望があったところ。

2 対処方針

(1)登録消除要件の見直し（政令改正）

- 介護支援専門員の登録を消除できる場合として、
 - ・ 罰金以上の刑に処せられた場合
 - ・ 業務に関して犯罪又は不正の行為を行った場合などを追加する。

(2)受験資格の見直し（省令改正）

- 登録消除要件の見直しに併せて、介護支援専門員になろうとする者の受験資格についても、
 - ・ 罰金以上の刑に処せられた者
 - ・ 業務に関して犯罪又は不正の行為を行った者などには、受験を認めないこととする。

日本ケアマネジメント学会設立総会

Japan Society of Care Management(JSCM)

2001年7月14日(土) 13:00~16:30

大正大学礼拝堂

東京都豊島区西巣鴨3-20-1

学会設立趣旨と入会のご案内

介護保険制度が2000年4月から施行されました。この制度ではサービス利用者個々のニーズに応じて保健・医療・福祉にわたる多様なサービスが総合的、一体的、効率的に提供されるサービス体系の確立をめざし、サービス運用方式としてケアマネジメントの仕組みが導入されました。

ケアマネジメント機能の必要性については従来から指摘されてきたところであり、もとより、高齢者ケアの領域でのみ機能するものでも、介護保険制度においてのみ活用されるものでもありません。しかし、これまで待ち望まれたケアマネジメントの仕組みが、介護保険制度において制度化され、全国的に展開され始めたことは極めて大きな意義を持つものです。

ただ、今日においてわが国のケアマネジメントは緒についたばかりであり、その実践は試行錯誤の中にあります。また、諸外国においても理論的枠組みが十分確立されているとはいえませんし、その国のサービス実施体制によりその在り方も異なります。

今後は第一線における実践を踏まえつつ、幅広い人材の英知を結集して、わが国に適したケアマネジメントを理論化、体系化することにより、より優れた実践の指針を内外に示しつづける必要があります。

このような状況から、学際的な研究の推進、国際的研究交流の推進、技術の教育、相互研鑽、社会啓発活動を通じて、質の高いケアマネジメントを実現し、もって、支援等を必要とする人々の生活の質を高め、豊かな地域社会の創造に資することを目的として「日本ケアマネジメント学会」を設立することにしました。

ぜひ本学会へご入会いただき、学会設立総会へのご出席をお願いいたします。ここにご案内申し上げます。

学会設立総会 2001年7月14日(土)

第1部 設立総会・・・13:00～13:30

- 1) 発起人代表挨拶
- 2) 会則審議
- 3) 理事・監事の提案と承認

第2部 特別講演・シンポジウム

1. 特別講演・・・13:40～14:20

演者：井形 昭弘（元鹿児島大学学長）

演題：「夢の未来長寿社会—ケアマネジメントの重要性—」

座長：京極 高宣（日本社会事業大学学長）

2. シンポジウム・・・14:30～16:30

「ケアマネジメントの未来

—サービスの質を保證するケアマネジメント—」

コーディネーター：島内 節（東京医科歯科大学教授）

シンポジスト：

片山 壽（尾道市医師会会長、片山医院院長）

白澤 政和（大阪市立大学生活科学部教授）

立石 由紀子（立川市にんじんの会在宅介護支援センター所長、
ケアマネジャー）

堀井 とよみ（滋賀県水口町保健センター所長、ケアマネジャー）

第3部 懇親会 16:45～18:00（総会会場隣 カフェテリア）

◎参加申込方法：別紙のFAX用紙、もしくはハガキにご記入のうえ下記学会設立準備室までお送りください。（学会入会申込書を後日郵送いたします。）
参加費は無料、懇親会費は1,000円です。当日受付でいただきます。

参加申込書送付先

〒160-0003

東京都新宿区本塩町12-1 四ツ谷ニューマンション206号

日本ケアマネジメント学会設立準備室

TEL 03-5919-2245

FAX 03-5919-2246

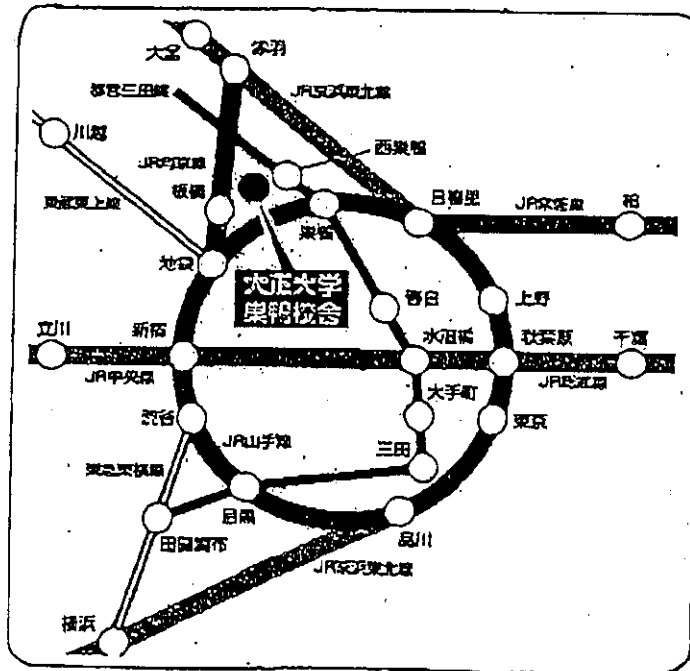
日本ケアマネジメント学会設立発起人

(五十音順)

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| 井形 昭弘 (元鹿児島大学学長) | 田中 滋 (慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授) |
| 池田 省三 (龍谷大学社会学部教授) | 津村智恵子 (大阪府立看護大学地域看護学教授) |
| 大谷 藤郎 (国際医療福祉大学学長) | 中山 洋子 (福島県立医科大学看護学部教授) |
| 岡本 祐三 (神戸市立看護大学教授) | 橋本 正明 (立教大学コミュニティ福祉学部教授) |
| 京極 高宣 (日本社会事業大学学長) | 橋本 泰子 (大正大学人間学部教授) |
| 島内 節 (東京医科歯科大学教授) | 服部万里子 (城西国際大学経営情報学部教授) |
| 白澤 政和 (大阪市立大学生活科学部教授) | 前沢 政次 (北海道大学医学部教授) |
| 副田あけみ (東京都立大学人文学部教授) | 前田 大作 (ルーテル学院大学文学部教授) |
| 竹内 孝仁 (日本医科大学医学部教授) | 村嶋 幸代 (東京大学医学部助教授) |

日本ケアマネジメント学会設立総会会場

大正大学周辺マップ



都営地下鉄三田線「西巣鴨駅」下車 A3 出口徒歩3分
JR「板橋駅」下車徒歩8分

駐車場がありませんので会場へは電車でお越しください。

自治体等における支援及び資質向上に関する取組例について
(最近(5~6月)厚生労働省に情報が寄せられたもの)

○仙台市

「仙台市ケアマネジャー支援センター」の開設

→別紙1

連絡先：仙台市健康福祉局保険高齢部介護保険課
TEL 022-214-5225
FAX 022-214-4443

○東京都武蔵野市

『武蔵野市ケアマネジャーガイドライン』の作成

→別紙2

※この他、介護保険施行1年経過を踏まえた、介護支援
専門員実態把握調査を実施している。

連絡先：武蔵野市福祉保健部介護保険課
TEL 0422-60-1866
FAX 0422-51-9218

○名古屋市（名古屋市在宅介護サービス事業者連絡研究会）

→別紙3

『介護支援専門員によるケアマネジメントガイド』

（ケース検討会を踏まえた「事例集」）の作成

連絡先：名古屋市在宅介護サービス事業者連絡研究会事務局
TEL 052-957-1957
FAX 052-957-1951

○福井県

平成12年度ケアプラン指導研修事業「事例集」の作成

→別紙4

連絡先：福井県福祉環境部高齢福祉課介護保険支援室
TEL 0776-20-0333
FAX 0776-20-0638

※事例集等は、いずれも本文が大部となるため、目次のみご紹介させていただきます。

仙台市ケアマネジャー 支援センターOPEN!

開設日：平成13年5月17日（木）

開設場所：仙台市社会福祉協議会内

（住所：〒980-0022 仙台市青葉区五橋2-12-2 仙台市福祉プラザ6階）

開設日時：月曜日～金曜日 9時～16時（昼休1時間、土日祝祭日・年末年始休み）

対応方法：面談、電話、FAX又はE-mail（予定）

TEL・FAX：022-716-6669

対応職員：相談員（介護支援専門員）2名（西崎・安部）

業務内容：

(1)ケアマネジャーのための相談窓口

ケアプランを作成する上での相談業務のほか、介護報酬の基本的な解釈、給付管理の一般的な事務手続き、介護サービスや保健福祉サービスに関する情報提供、サービス担当者会議の開催支援等を行います。

(2)ケアプラン指導研修

事例検討会や外部講師を招いて課題を絞った研修会を企画・開催します。

(3)基幹型在宅介護支援センターとの連携

処遇困難事例や在宅療養支援が必要な事例について、区の基幹型在宅介護支援センターと連携を図り、解決できるよう支援します。

(4)ケアマネジャー業務実態調査

ケアマネジャーの業務実態を調査し、その後の研修や行政側への改善要望をまとめます。

★センターを開設するに至った経緯

昨年9月から10月にかけて、居宅介護支援事業者等の業務実態調査結果、ケアマネジャーの孤独やケアプランを作成する上で困ったことがあっても何処に相談したらいいかわからない等の声が実態として明らかになりました。

これを踏まえ、仙台市独自に「ケアマネジャー支援センター」を開設し、専任の相談員を配置した相談窓口を常設して、ご相談に対応できる体制を整えた次第です。

★西崎・安部より一言

ケアマネジャーの皆様と、日々ともに、悩んでまいりたいと思っております。どうぞお気軽にご連絡ください。お待ちしております。

仙台市ケアマネジャー支援センター

